

堺市公報 第215号	令和4年5月6日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

【環境局環境保全部環境共生課】…………… 4

<告示>

○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について

【財政局税務部税制課】…………… 5

○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について

【文化観光局文化部文化財課】…………… 6

○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について

【産業振興局農政部農水産課】…………… 7

<公告>

○堺市家原大池体育館等の利用料金について

【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】…………… 7

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について

【産業振興局産業戦略部地域産業課】…………… 17

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 18

○堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの利用料金について

【建設局公園緑地部大浜公園事務所】…………… 18

<上下水道局告示>

○地方公営企業法に基づく公金の収納事務の委託について

【上下水道局サービス推進部事業サービス課】…………… 20

<上下水道局公告>

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 20

<堺区選挙管理委員会告示>

○堺区選挙管理委員会委員長の就任について	
【堺区選挙管理委員会事務局】	21
○堺区選挙管理委員会委員長代理の指定について	
【堺区選挙管理委員会事務局】	22
<中区選挙管理委員会告示>	
○中区選挙管理委員会委員長の就任について	
【中区選挙管理委員会事務局】	22
○中区選挙管理委員会委員長代理の指定について	
【中区選挙管理委員会事務局】	23
<東区選挙管理委員会告示>	
○東区選挙管理委員会委員長の就任について	
【東区選挙管理委員会事務局】	23
○東区選挙管理委員会委員長代理の指定について	
【東区選挙管理委員会事務局】	24
<西区選挙管理委員会告示>	
○西区選挙管理委員会委員長の就任について	
【西区選挙管理委員会事務局】	24
○西区選挙管理委員会委員長代理の指定について	
【西区選挙管理委員会事務局】	25
<南区選挙管理委員会告示>	
○南区選挙管理委員会委員長の就任について	
【南区選挙管理委員会事務局】	25
○南区選挙管理委員会委員長代理の指定について	
【南区選挙管理委員会事務局】	26
<北区選挙管理委員会告示>	
○北区選挙管理委員会委員長の就任について	
【北区選挙管理委員会事務局】	26
○北区選挙管理委員会委員長代理の指定について	
【北区選挙管理委員会事務局】	27
<美原区選挙管理委員会告示>	
○美原区選挙管理委員会委員長の就任について	
【美原区選挙管理委員会事務局】	28
○美原区選挙管理委員会委員長代理の指定について	
【美原区選挙管理委員会事務局】	28
<堺区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	

【堺区選挙管理委員会事務局】	29
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【堺区選挙管理委員会事務局】	34
＜中区選挙管理委員会公表＞	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【中区選挙管理委員会事務局】	34
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【中区選挙管理委員会事務局】	36
＜東区選挙管理委員会公表＞	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【東区選挙管理委員会事務局】	36
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【東区選挙管理委員会事務局】	40
＜西区選挙管理委員会公表＞	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【西区選挙管理委員会事務局】	40
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【西区選挙管理委員会事務局】	43
＜南区選挙管理委員会公表＞	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【南区選挙管理委員会事務局】	43
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【南区選挙管理委員会事務局】	51
＜北区選挙管理委員会公表＞	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【北区選挙管理委員会事務局】	51
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【北区選挙管理委員会事務局】	57
＜美原区選挙管理委員会公表＞	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【美原区選挙管理委員会事務局】	57
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【美原区選挙管理委員会事務局】	59
＜農業委員会告示＞	
○農業委員会総会の招集について	
【農業委員会事務局】	59

規 則

堺市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年5月6日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第39号

堺市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

堺市環境影響評価条例施行規則（平成20年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「実施計画書提出書」を「環境影響評価実施計画書提出書」に改める。

第17条の7中「の規則」を「に規定する規則」に改める。

第18条中「意見書」の次に「の提出」を加える。

第26条中「同条の」を削る。

第27条中「第24条の」を「第24条に規定する」に改める。

第33条中「の規則」を「に規定する規則」に改める。

第35条中「意見書」を「意見書の提出」に、「配慮計画書」を「配慮計画書等」に、「準備書」を「準備書等」に改める。

第53条中「第24条の」を「第24条に規定する」に改める。

第56条中「において」を「において」に、「同条第1項」を「条例第38条第1項」に改める。

第57条の2及び第58条の2第1項中「第24条の」を「第24条に規定する」に改める。

第60条中「意見書」の次に「の提出」を加える。

附則第2項の備考第2項及び第5項中「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に改め、附則第2項の備考第9項中「重油への」を「重油の量への」に改める。

附則第3項の備考第1項中「、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）」を「都市再生特別措置法」に、「だ7条だ2項」を「第7条第2項」に、「D地域」は」を「D地域」とは」に、「C地域」は」を「C地域」とは」に改める。

別表第1の1の項の表の（5）の項中「同法」を「廃棄物処理法」に改め、同表の（7）の項中「第17条第5項」を「第17条第3項」に改め、同表の備考第1項中「（平成14年法律第22号）」を削り、同表の備考第2項中「大阪府温暖化の防止等に関する条例

（平成17年大阪府条例第100号）」を「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に改め、同表の備考第4項中「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に改め、同表の備考第6項中「量及び」を「量並びに」に改め、同表の備考第7項の表中「大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1（以下「令別表」という。）」を「令別表」に改め、別表第1の1の項の表の備考第8項中「重油への」を「重油の量への」に改め、別表第1の2の項の表の（5）の項中「建築基準法第2条第1号に掲げる」を削り、同表の（9）の項中「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備開発に関する法律」を「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」に改め、同表（15）の項中「事業の」を「事業に係る」に改め、同表の備考第1項中「（平成14年法律第22号）」を削る。

別表第2の（5）の項中「同法」を「廃棄物処理法」に改め、同表の（6）の項中「第25条の11第2項」を「第25条の23第2項」に改め、同表の（8）の項中「（昭和48年法律第110号）」を削り、同表の（20）の項中「駐車場法」の次に「（昭和32年法律第106号）」を、「自動車ターミナル法」の次に「（昭和34年法律第136号）」を加え、同表の（21）の項中「第25条の11第2項」を「第25条の23第2項」に改め、同表の（22）の項中「農地法第4条第1項、第5条第1項又は第73条第1項」を「農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項」に改める。

別表第3の（26）の項中「掲げる」を「に掲げる」に改め、同表の（29）の項中「駐車すること。」を「駐車すること」に改め、同表の備考第3項中「の汚泥」を「に掲げる汚泥」に、「の廃油」を「に掲げる廃油」に、「の廃プラスチック」を「に掲げる廃プラスチック類」に、「の廃ポリ塩化ビフェニル等」を「に掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等」に、「の産業廃棄物（同条第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。）の焼却施設」を「に掲げる産業廃棄物の焼却施設（同条第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。）」に改め、同表の備考第4項中「同令」を「廃掃法施行令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第170号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条第2項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第17条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市長 永 藤 英 機

法人の名称及び所在地	指定年月日（対象となる寄附金）
社会福祉法人 リアン 大阪府堺市堺区南清水町1丁5番1号	令和4年4月15日 （令和4年1月1日以後に支出された寄附金）

~~~~~

#### 堺市告示第171号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、使用料及び物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月6日

堺市長 永 藤 英 機

#### 1 委託する歳入の種類

堺市立町家歴史館入館料及び冊子等売払収入

#### 2 委託する期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### 3 受託者の住所及び氏名

住所 堺市堺区甲斐町西3-1-12 ヒストリカル堺1階

氏名 Wish Planning株式会社

代表取締役 平山 淑子

~~~~~

堺市告示第172号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月6日

堺市長 永 藤 英 機

1 委託する歳入の種類

堺市立フォレストガーデン条例（平成5年条例第29号）第6条及び第14条に基づく使用料

2 委託する期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 堺市南区槇塚台3丁目1番7号

氏名 みんなの里山倶楽部代表団体特定非営利活動法人ASUの会
理事長 増田 靖

公 告

堺市公告第263号

堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市家原大池体育館等の利用料金を指定管理者が定めたので、堺市スポーツ施設条例第19条第3項及び堺市公園条例第31条3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月6日

堺市長 永 藤 英 機

1 体育館専用（団体）利用料金

(単位 円)

種別	区分		延長	午前	午後 1	午後 2	夜間	昼間 1	昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日			
			1時間	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:30 ～ 21:00	9:00 ～ 15:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	15:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00			
家原大池体育館	大アリーナ	全面	平日	一般	2,700	9,000	7,200	7,200	16,200	16,200	23,400	14,400	30,600	23,400	39,600	
				生徒等	1,350	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800	
			休日等	一般	3,240	10,800	8,640	8,640	19,440	19,440	28,080	17,280	36,720	28,080	47,520	
				生徒等	1,620	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760	
			冷暖房	一般	3,780	12,600	10,080	10,080	22,680	22,680	32,760	20,160	42,840	32,760	55,440	
				生徒等	1,890	6,300	5,040	5,040	11,340	11,340	16,380	10,080	21,420	16,380	27,720	
		休日 冷暖房	一般	4,320	14,400	11,520	11,520	25,920	25,920	37,440	23,040	48,960	37,440	63,360		
			生徒等	2,160	7,200	5,760	5,760	12,960	12,960	18,720	11,520	24,480	18,720	31,680		
		2／3面	平日	一般	1,800	6,000	4,800	4,800	10,800	10,800	15,600	9,600	20,400	15,600	26,400	
				生徒等	900	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200	
			休日等	一般	2,160	7,200	5,760	5,760	12,960	12,960	18,720	11,520	24,480	18,720	31,680	
				生徒等	1,080	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840	
			冷暖房	一般	2,520	8,400	6,720	6,720	15,120	15,120	21,840	13,440	28,560	21,840	36,960	
				生徒等	1,260	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480	
			休日 冷暖房	一般	2,880	9,600	7,680	7,680	17,280	17,280	24,960	15,360	32,640	24,960	42,240	
				生徒等	1,440	4,800	3,840	3,840	8,640	8,640	12,480	7,680	16,320	12,480	21,120	
			1／2面	平日	一般	1,350	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800
					生徒等	680	2,250	1,800	1,800	4,050	4,050	5,850	3,600	7,650	5,850	9,900
		休日等		一般	1,620	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760	
				生徒等	810	2,700	2,160	2,160	4,860	4,860	7,020	4,320	9,180	7,020	11,880	
		冷暖房		一般	1,890	6,300	5,040	5,040	11,340	11,340	16,380	10,080	21,420	16,380	27,720	
				生徒等	950	3,150	2,520	2,520	5,670	5,670	8,190	5,040	10,710	8,190	13,860	
	休日 冷暖房	一般	2,160	7,200	5,760	5,760	12,960	12,960	18,720	11,520	24,480	18,720	31,680			
		生徒等	1,080	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840			
	1／3面	平日	一般	900	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200		
			生徒等	450	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600		
		休日等	一般	1,080	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840		
			生徒等	540	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920		
		冷暖房	一般	1,260	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480		
			生徒等	630	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240		
		休日 冷暖房	一般	1,440	4,800	3,840	3,840	8,640	8,640	12,480	7,680	16,320	12,480	21,120		
			生徒等	720	2,400	1,920	1,920	4,320	4,320	6,240	3,840	8,160	6,240	10,560		
	小アリーナ	全面	平日	一般	900	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200	
				生徒等	450	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600	
			休日等	一般	1,080	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840	
				生徒等	540	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920	
			冷暖房	一般	1,260	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480	
				生徒等	630	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240	
			休日 冷暖房	一般	1,440	4,800	3,840	3,840	8,640	8,640	12,480	7,680	16,320	12,480	21,120	
				生徒等	720	2,400	1,920	1,920	4,320	4,320	6,240	3,840	8,160	6,240	10,560	

1 ／ 2 面	平日	一般	450	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600	
		生徒等	230	750	600	600	1,350	1,350	1,950	1,200	2,550	1,950	3,300	
		休日等	一般	540	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920
			生徒等	270	900	720	720	1,620	1,620	2,340	1,440	3,060	2,340	3,960
		冷暖房	一般	630	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240
			生徒等	320	1,050	840	840	1,890	1,890	2,730	1,680	3,570	2,730	4,620
		休日 冷暖房	一般	720	2,400	1,920	1,920	4,320	4,320	6,240	3,840	8,160	6,240	10,560
			生徒等	360	1,200	960	960	2,160	2,160	3,120	1,920	4,080	3,120	5,280
	研 修 室	平日		550	1,800	1,500	1,500	3,600	3,300	4,800	3,000	6,600	5,100	8,400
		休日等		660	2,160	1,800	1,800	4,320	3,960	5,760	3,600	7,920	6,120	10,080
		冷暖房		770	2,520	2,100	2,100	5,040	4,620	6,720	4,200	9,240	7,140	11,760
		休日 冷暖房		880	2,880	2,400	2,400	5,760	5,280	7,680	4,800	10,560	8,160	13,440
ト レ ー ニ ン グ 室	平日	一般	370	1,200	1,000	1,000	2,800	2,200	3,200	2,000	4,800	3,800	6,000	
		生徒等	190	600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000	
	休日等	一般	440	1,440	1,200	1,200	3,360	2,640	3,840	2,400	5,760	4,560	7,200	
		生徒等	220	720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600	
	冷暖房	一般	520	1,680	1,400	1,400	3,920	3,080	4,480	2,800	6,720	5,320	8,400	
		生徒等	260	840	700	700	1,960	1,540	2,240	1,400	3,360	2,660	4,200	
	休日 冷暖房	一般	590	1,920	1,600	1,600	4,480	3,520	5,120	3,200	7,680	6,080	9,600	
		生徒等	300	960	800	800	2,240	1,760	2,560	1,600	3,840	3,040	4,800	

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額（休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分に係る金額の4割の額）を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、別表第1に規定する使用時間（以下「開館時間」という。）を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、この表の定める延長料金（第2号又は第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める倍率を延長料金に乗じた額、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を延長料金に加算した額とする。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

2 体育館共用(個人)利用料金

種別	区分	利用料金	
		一般	生徒等・高齢者・障害者
家原大池体育館 (トレーニング室を除く。)	1人1種目1回	220円	110円

備考

- (1) この表において「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
- (2) この表において「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。
- (3) この表において「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (4) この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- (5) 障害者が利用する場合の介護者については、原則1名まで無料とする。

3 体育館附属設備等利用料金

(単位 円)

種類	単位		利用料金
マイクロホン	1本	1回	500
ワイヤレスマイク	1本	1回	500
CDラジオカセット	1台	1回	500
放送室設備	1式	1日	3,000
バレーボール用線審旗	1組	1回	50
長机	1脚	1回	50
補助椅子	1脚	1回	20
防球ネット	1枚	1回	30
ウレタンマット(厚)	1枚	1回	500
ウレタンマット(薄)	1枚	1回	200
バドミントン器具	1組	1回	100
綱引き	1式	1回	2,000
ソフトバレーボール	1式	1回	100
インディアカ	1式	1回	100
スポーツタイマー	1組	1回	500
卓球台	1台	1回	100
ストップウォッチ	1個	1回	100
トランポリン	1台	1回	500
レクリエーション器具	1式	1回	2,000
審判台(バレーボール用)	1台	1回	200
審判台	1台	1回	100
得点板	1台	1回	100
卓球用得点板	1台	1回	50
電光得点表示板	1式	1回	1,000
ファウル表示器	1式	1回	500
移動ステージ	1台	1回	1,000
演台	1台	1回	500
コインロッカー	1か所		100

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から午後5時まで)の使用についても、それぞれ「1回」とする。
- (3) レクリエーション器具は、器具ごとに「4 体育館附属設備等利用料金(レクリエーション器具詳細)」で定める利用料金を徴収することができる。

4 体育館附属設備等利用料金（レクリエーション器具詳細）

(単位 円)

種類	単位		利用料金
白の単マット	1 式	1 回	150
平均台	1 式	1 回	150
跳び箱（子ども用）	1 式	1 回	150
跳び箱（大人用）	1 式	1 回	150
フープ	1 式	1 回	150
カラーロープ	1 式	1 回	150
カラーコーン	1 式	1 回	150
ストレッチマット	1 式	1 回	150
トンネル	1 式	1 回	150
バルーン	1 式	1 回	150
玉入れ	1 式	1 回	150
大縄	1 式	1 回	150
カラー体操棒	1 式	1 回	150
ケンステップ	1 式	1 回	150
鉄棒	1 式	1 回	150
ポートボール台	1 式	1 回	150
ジョイントレール	1 式	1 回	150
ボール関係	1 式	1 回	150
鏡	1 式	1 回	150
セット一式	1 式	1 回	2,000

備考 この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から午後5時まで)の使用についても、それぞれ「1回」とする。

5 体育館附属設備等利用料金(セットで使用する場合)

(単位 円)

種類		単位		利用料金	内容
バスケットボール器具	練習用	1式	1回	500	ゴール1組、得点板1台
	試合用	1式	1回	1,000	ゴール1組、得点板1台、オフィシャル1式、ストップウォッチ2個
バレーボール器具	練習用	1式	1回	300	ポール・ネット1組、得点板1台
	試合用	1式	1回	500	ポール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バドミントン器具	練習用	1式	1回	100	ポール・ネット1組
	試合用	1式	1回	200	ポール・ネット1組、審判台1台、得点板1台、線審用椅子2台
卓球器具	練習用	1式	1回	100	卓球台・ネット1組、スクリーン4枚
	試合用	1式	1回	200	卓球台・ネット1組、得点板1台、スクリーン6枚
軟式庭球器具		1式	1回	300	ポール・ネット1組、審判台1台
硬式庭球器具		1式	1回	500	ポール・ネット1組、審判台1台
ハンドボール器具		1式	1回	500	ゴール1組、得点板1台

備考 この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から午後5時まで)の使用についても、それぞれ「1回」とする。

6 体育館トレーニング室利用料金

利用区分	単位	利用料金
全日定期利用	1人1月	月額 4,500円
平日定期利用	1人1月	月額 4,000円
一時利用	1人1回	800円

備考

- (1) この表において「全日定期利用」とは、休日等にも使用することができる定期利用をいう。
- (2) この表において「平日定期利用」とは、休日等を除く平日のみ使用することができる定期利用をいう。
- (3) 全日定期利用において、満60歳以上の者が使用する場合には、この表にかかわらず、利用料金を月額4,000円とする。
- (4) 障害者が利用する場合の介護者については、原則1名まで無料とする。

7 みなと堺グリーンひろば利用料金

区分				利用料金							
				7:00 ～ 9:00	9:00 ～ 11:00	11:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:00 ～ 18:00	17:00 ～ 19:00	
運動ひろば野球場 芝生ひろば運動場	1面	平日	一般	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	500円	1,000円	
			生徒等	500円	500円	500円	500円	500円	250円	500円	
		休日等	一般	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	1,000円	2,000円	
			生徒等	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	500円	1,000円	
硬式野球場	1面	全日	一般	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	2,000円	4,000円	
			生徒等	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	1,000円	2,000円	

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を用いる。
- (2) この表において「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (3) 利用料金の17:00～18:00の利用区分については4月及び9月における利用に限り適用する。
- (4) 許可を得て、規則で定めた開場時間を経過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該利用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

~~~~~

## 堺市公告第264号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和4年5月6日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレスポしんかな

堺市北区新金岡町五丁1000番地 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

大阪府住宅供給公社

理事長 山本 譲

大阪市中央区今橋2丁目3番21号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）大阪府住宅供給公社

理事長 山下 久佳

大阪市中央区今橋2丁目3番21号

（変更後）大阪府住宅供給公社

理事長 山本 譲

大阪市中央区今橋2丁目3番21号

4 変更年月日

令和4年4月1日

## 5 届出年月日

令和4年4月18日

~~~~~

堺市公告第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月6日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市東区日置荘北町一丁70番200、70番719、70番721、70番722、70番724、菩提町五丁205番3から205番11まで、205番13、205番14、206番1、206番3から206番7まで及び206番9から206番18まで、地先里道並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市北区中長尾町四丁5番18号

株式会社フェニックス

代表取締役 小島 俊雄

~~~~~

## 堺市公告第266号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月6日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 プール利用料金

| 種別      | 区分   | 利用料金 |          |
|---------|------|------|----------|
|         |      | 大人   | 小人（小中学生） |
| 金岡公園プール | 1人1回 | 330円 | 110円     |
| 大浜公園プール | 1人1回 | 330円 | 110円     |

## 備考

- (1) 就学の始期に達しない者については、同伴者のあるときは、無料とする。  
 (2) 団体については、次の表のとおり割引を行う。

| 区分     | 割引率   |
|--------|-------|
| 30人以上  | 2割引   |
| 100人以上 | 2.5割引 |

## 2 プール附属設備等利用料金

| 種別     | 単位 | 利用料金 |
|--------|----|------|
| 貸しロッカー | 1回 | 50円  |

## 3 その他利用料金

| 種別                           | 単位                | 金額     |
|------------------------------|-------------------|--------|
| 露天営業その他これに類する目的とする使用         | 使用面積1平方メートルにつき1日  | 100円   |
| 広告宣伝又は放送の目的とする使用             |                   | 400円   |
| 業として撮影の目的とする使用               | 1回（2時間以内）につき      | 7,700円 |
| 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用 | 使用面積10平方メートルにつき1日 | 23円    |
| その他の使用                       |                   | 23円    |

## 上下水道局告示

### 堺市上下水道局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 委託する公金の種類  
水道料金及び下水道使用料
- 2 委託する業務  
水道料金等電子バーコード・ペーパーレス決済サービス収納代行業務
- 3 委託する期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 受託者の住所及び氏名  
住所 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地  
氏名 株式会社電算システム  
取締役副社長執行役員 事業本部長 松浦 陽司

## 上下水道局公告

### 堺市上下水道局公告第66号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、

堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月6日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1084号  
 廃 止 年 月 日 令和4年3月23日  
 事 業 者 の 名 称 辻元 和裕  
 事 業 者 の 住 所 富田林市錦織南1丁目16番39号  
 事 業 所 の 名 称 辻元設備工業  
 事業所の所在地 富田林市錦織東2丁目16番8号

## 堺区選挙管理委員会告示

堺市堺区選挙管理委員会告示第3号

令和4年4月20日開催の堺市堺区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市堺区選挙管理委員会に関する規程（平成18年堺区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市堺区選挙管理委員会  
 委員長 初 道 文 雄

| 氏名（敬称略） | 住所           |
|---------|--------------|
| 初道 文雄   | 堺市堺区西湊町5-4-7 |

~~~~~

堺市堺区選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市堺区選挙管理委員会委員長代理に指定するので、堺市堺区選挙管理委員会に関する規程（平成18年堺区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市堺区選挙管理委員会
委員長 初 道 文 雄

氏名（敬称略）	住所
成山 清司	堺市堺区南田出井町4－3－14

中区選挙管理委員会告示

堺市中区選挙管理委員会告示第3号

令和4年4月20日開催の堺市中区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市中区選挙管理委員会に関する規程（平成18年中区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市中区選挙管理委員会
委員長 盛 尾 清 和

氏名（敬称略）	住所
盛尾 清和	堺市中区深阪3－1－20

堺市中区選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市中区選挙管理委員会委員長代理に指定するので、堺市中区選挙管理委員会に関する規程（平成18年中区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市中区選挙管理委員会
委員長 盛 尾 清 和

氏名（敬称略）	住所
南 埜 昌市	堺市中区深井清水町3216

東区選挙管理委員会告示

堺市東区選挙管理委員会告示第2号

令和4年4月20日開催の堺市東区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市東区選挙管理委員会に関する規程（平成18年東区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 大 橋 廣 正

氏名（敬称略）	住所
大橋 廣正	堺市東区日置荘西町3－4－11

~~~~~

### 堺市東区選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市東区選挙管理委員会委員長代理に指定するので、堺市東区選挙管理委員会に関する規程（平成18年東区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市東区選挙管理委員会  
委員長 大橋 廣正

| 氏名（敬称略） | 住所          |
|---------|-------------|
| 小林 正伸   | 堺市東区草尾409－5 |

## 西区選挙管理委員会告示

### 堺市西区選挙管理委員会告示第2号

令和4年4月20日開催の堺市西区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市西区選挙管理委員会に関する規程（平成18年西区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市西区選挙管理委員会  
委員長 佐々井 正 巳

| 氏名（敬称略） | 住所             |
|---------|----------------|
| 佐々井 正巳  | 堺市西区津久野町2-37-9 |

~~~~~

堺市西区選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市西区選挙管理委員会委員長代理に指定するので、堺市西区選挙管理委員会に関する規程（平成18年西区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市西区選挙管理委員会
委員長 佐々井 正 巳

氏名（敬称略）	住所
一瀬 幹雄	堺市西区上484-21

南区選挙管理委員会告示

堺市南区選挙管理委員会告示第3号

令和4年4月20日開催の堺市南区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市南区選挙管理委員会に関する規程（平成18年南区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市南区選挙管理委員会

委員長 赤 木 嶺 夫

氏名（敬称略）	住所
赤木 嶺夫	堺市南区新檜尾台2丁4番2-1501号

堺市南区選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市南区選挙管理委員会委員長代理に指定するので、堺市南区選挙管理委員会に関する規程（平成18年南区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市南区選挙管理委員会

委員長 赤 木 嶺 夫

氏名（敬称略）	住所
池田 正規	堺市南区庭代台2丁2番42号

北区選挙管理委員会告示

堺市北区選挙管理委員会告示第3号

令和4年4月20日開催の堺市北区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年

法律第67号)第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市北区選挙管理委員会に関する規程(平成18年北区選挙管理委員会規程第1号)第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市北区選挙管理委員会
委員長 三好 浩文

氏名(敬称略)	住所
三好 浩文	堺市北区奥本町2-88

堺市北区選挙管理委員会告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市北区選挙管理委員会委員長代理に指定するので、堺市北区選挙管理委員会に関する規程(平成18年北区選挙管理委員会規程第1号)第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市北区選挙管理委員会
委員長 三好 浩文

氏名(敬称略)	住所
櫻井 正幸	堺市北区奥本町1-72-10

美原区選挙管理委員会告示

堺市美原区選挙管理委員会告示第2号

令和4年4月20日開催の堺市美原区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市美原区選挙管理委員会に関する規程（平成18年美原区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市美原区選挙管理委員会
委員長 小池 秀樹

氏名（敬称略）	住所
小池 秀樹	堺市美原区黒山64－1

堺市美原区選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市美原区選挙管理委員会委員長代理に指定するので、堺市美原区選挙管理委員会に関する規程（平成18年美原区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市美原区選挙管理委員会
委員長 小池 秀樹

氏名（敬称略）	住所
筒居 修三	堺市美原区南余部107－6

堺区選挙管理委員会公表

堺市堺区選挙管理委員会公表第1号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市堺区選挙管理委員会
委員長 初 道 文 雄

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和3年4月2日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	緑ヶ丘南町、南陵町、出島 浜通、出島海岸通、出島町
令和3年4月5日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	出島町、匠町、旭ヶ丘南町、 緑ヶ丘北町
令和3年4月12日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	南花田口町、中瓦町、出島 町、大仙中町
令和3年4月14日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	北花田口町、北瓦町、南瓦 町、新町、三国ヶ丘御幸通、 出島町3丁～5丁、旭ヶ丘 北町
令和3年4月19日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	北花田口町、出島町3丁～ 5丁、西湊町、楠町、高砂 町、老松町
令和3年4月27日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	西湊町、柏木町、八幡通、 春日通、大仙西町

令和3年4月28日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	北向陽町、中向陽町、南向 陽町、菅原通、昭和通、東 湊町、協和町
令和3年4月30日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	南庄町、北半町東、北旅籠 町東、桜之町東、綾之町東、 錦之町東、柳之町東、九間 町東、神明町東、協和町
令和3年5月17日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	九間町西、神明町西、宿屋 町西、宿屋町東、材木町東、 車之町東、櫛屋町東、戎之 町東、翁橋町、北安井町
令和3年5月19日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	北波止町、櫛屋町西1丁、 熊野町西、北半町西、北旅 籠町西、綾之町西、車之町 西、寺池町西、少林寺町西
令和3年5月31日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	竜神橋町、戎之町西、市之 町西、桜之町西、錦之町西、 柳之町西、材木町西、南半 町西
令和3年6月2日	一般社団法人新情報 センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局統 計調査部消費統 計課	「家計消費状況調査」 の調査対象者抽出	中安井町2丁～3丁、北安 井町、旭通、神保通
令和3年6月4日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	柳之町西、大町東、八千代 通、文珠橋通、京町通、旭 通、神保通、御陵通
令和3年6月10日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	熊野町東、市之町東、甲斐 町東、宿院町東、南安井町、 永代町、賑町、幸通、南半 町東

令和3年6月14日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センター ビル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	大町西、熊野町東、市之町 東、甲斐町東、宿院町東、 中安井町
令和3年6月16日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センター ビル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	栄橋町、住吉橋町、甲斐町 西、南旅籠町東
令和3年6月21日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センター ビル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	戎島町、大浜北町、中野町 東、寺地町東、少林寺町東、 新在家町東
令和3年6月28日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センター ビル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	戎島町、大浜北町、新在家 町西、南旅籠町西
令和3年6月30日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センター ビル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	大浜北町、宿院町西、中之 町西
令和3年7月1日	石谷 泰子		—	地域政策作成のため の要求募集	第12投票区、第14投票区～ 第16投票区
令和3年7月2日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センター ビル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	田出井町
令和3年7月5日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センター ビル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	三国ヶ丘御幸通、石津北町、 緑ヶ丘中町、南三国ヶ丘町

令和3年7月8日	石谷 泰子			—	地域政策作成のための 要求募集	第12投票区、第14投票区～ 第16投票区
令和3年7月12日	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センター ビル2階			—	アンケート調査及び 定期機関誌発行のた めの送付先の会員情 報の更新	榎元町、緑ヶ丘中町
令和3年9月8日	一般社団法人共同通 信社	社長 水谷 享 東京都港区東新橋1-7-1		—	「日本世論調査会全 国世論調査」の調査対 象者抽出	第11投票区、第17投票区、 第20投票区
令和3年9月17日	株式会社サーペイリ サーチセンター	代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里2-40-10		—	「2022年階層と社会 意識全国調査」の調査 対象者抽出	第4投票区
令和3年9月21日	一般社団法人新情報 センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15		総務省統計局統 計調査部消費統 計課	「家計消費状況調査」 の調査対象者抽出	旭通、神保通
令和3年11月25日	一般社団法人中央調 査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8		公益財団法人明 るい選挙推進協 会	「第49回衆議院議員 総選挙に関する意識 調査」の調査対象者抽 出	出島浜通、出島海岸通1丁
令和4年1月25日	株式会社サーペイリ サーチセンター	大阪事務所長 中村 光明 大阪府大阪市北区天満橋1-8-30		関西大学社会学 部社会学科	「関西大学 家族に 関する振り返り調査」 の調査対象者抽出	田出井町
令和4年1月27日	一般社団法人新情報 センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15		総務省統計局統 計調査部消費統 計課	「家計消費状況調査」 の調査対象者抽出	甲斐町東6丁、大町東4丁
令和4年2月3日	石谷 泰子			—	地域政策作成のための 要求募集	出島町、西湊町

堺市堺区選挙管理委員会公表第2号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市堺区選挙管理委員会
委員長 初道文雄

記

申出者なし

中区選挙管理委員会公表

堺市中区選挙管理委員会公表第1号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市中区選挙管理委員会
委員長 盛尾清和

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和3年8月17日	株式会社日経リサーチ	代表取締役社長 福本 敏彦 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル	日本経済新聞社 東京本社 編集局長 井口 哲也	政治・選挙に関する世論調査の対象者の抽出	八田北町
令和3年8月18日	一般社団法人中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	公益財団法人明るい選挙推進協会 会長 佐々木 毅	政治・選挙に関する学術研究の対象者の抽出	陶器北
令和3年9月8日	一般社団法人共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	政治・選挙に関する世論調査の対象者の抽出	第6投票区、第9投票区
令和3年9月30日	株式会社日本リサーチセンター	代表取締役 杉原 領治 東京都墨田区江東橋4-26-5	公益財団法人たばこ総合研究センター 理事長 千々岩 良二	政治・選挙に関する学術研究の対象者の抽出	土師町1丁、上之、檜葉
令和3年11月22日	読売新聞東京本社	世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町1-7-1	—	政治・選挙に関する世論調査の対象者の抽出	第3投票区

堺市中区選挙管理委員会公表第2号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市中区選挙管理委員会
委員長 盛 尾 清 和

記

申出者なし

東区選挙管理委員会公表

堺市東区選挙管理委員会公表第1号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 大 橋 廣 正

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

別紙

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和3年4月5日	乾 恵美子		—	定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するた め	第1投票区～第11投票区
令和3年4月12日	乾 恵美子		—	定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するた め	第1投票区～第11投票区
令和3年4月16日	乾 恵美子		—	定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するた め	第1投票区～第11投票区
令和3年4月20日	乾 恵美子		—	定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するた め	第1投票区～第11投票区
令和3年4月23日	乾 恵美子		—	定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するた め	第1投票区～第11投票区
令和3年4月26日	乾 恵美子		—	定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するた め	第1投票区～第11投票区
令和3年4月27日	乾 恵美子		—	定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するた め	第1投票区～第11投票区
令和3年6月18日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿 1-19-15	総務省統計局	「家計消費状況調査」の対象 者抽出のため	大美野

令和3年8月19日	乾 恵美子			—	定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第1投票区～第11投票区
令和3年8月27日	乾 恵美子			—	定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第1投票区～第11投票区
令和3年9月3日	乾 恵美子			—	定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第1投票区～第11投票区
令和3年9月15日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1		—	日本世論調査会・共同通信社世論調査の対象者抽出のため	第3投票区・第8投票区
令和3年10月1日	乾 恵美子			—	定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第1投票区～第11投票区
令和3年10月11日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局		「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	大美野、高松
令和3年12月10日	乾 恵美子			—	定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第1投票区～第11投票区
令和3年12月17日	乾 恵美子			—	定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第1投票区～第11投票区
令和4年1月20日	株式会社 サーベイリサーチ センター	大阪事務局長 中村 光明 大阪市北区天満橋1丁目8番30号	関西大学教授 保田 時男		関西大学家族に関する振り返り調査の対象者抽出のため	第8投票区、第9投票区
令和4年2月10日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局		「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	高松

令和4年3月7日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 ビル2階	—	アンケート調査及び定期的機 関誌発行につき、送付先の会 員情報を更新するため	第1投票区
令和4年3月8日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 ビル2階	—	アンケート調査及び定期的機 関誌発行につき、送付先の会 員情報を更新するため	第1投票区、第2投票区
令和4年3月9日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 ビル2階	—	アンケート調査及び定期的機 関誌発行につき、送付先の会 員情報を更新するため	第1投票区、第2投票区
令和4年3月11日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 ビル2階	—	アンケート調査及び定期的機 関誌発行につき、送付先の会 員情報を更新するため	第3投票区、第4投票区
令和4年3月16日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 ビル2階	—	アンケート調査及び定期的機 関誌発行につき、送付先の会 員情報を更新するため	第3投票区～第5投票区
令和4年3月18日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 ビル2階	—	アンケート調査及び定期的機 関誌発行につき、送付先の会 員情報を更新するため	第5投票区～第7投票区
令和4年3月22日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 ビル2階	—	アンケート調査及び定期的機 関誌発行につき、送付先の会 員情報を更新するため	第6投票区～第8投票区
令和4年3月29日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 ビル2階	—	アンケート調査及び定期的機 関誌発行につき、送付先の会 員情報を更新するため	第7投票区～第9投票区
令和4年3月30日	森山浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 ビル2階	—	アンケート調査及び定期的機 関誌発行につき、送付先の会 員情報を更新するため	第8投票区～第10投票区

堺市東区選挙管理委員会公表第2号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 大橋 廣 正

記

申出者なし

西区選挙管理委員会公表

堺市西区選挙管理委員会公表第1号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市西区選挙管理委員会
委員長 佐々井 正 巳

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和3年5月18日	読売新聞東京本社	世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町1-7-1	—	政治・選挙に関する 世論調査	第1投票区
令和3年7月16日	株式会社サニーベ リサーチセンター	代表取締役社長 藤澤 士郎 東京都荒川区西日暮里2-40-10	株式会社社会調 査研究センター	政治・選挙に関する 世論調査	第9投票区
令和3年8月12日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	株式会社 時事通信社	政治・選挙に関する 世論調査	浜寺昭和町2丁～5丁
令和3年9月7日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	政治・選挙に関する 世論調査	第10投票区、第19投票区
令和3年12月10日	森田 晃一		—	政治活動（選挙運動 を含む。）	津久野町1丁～3丁、下田 町、宮下町、鶴田町、神野 町2丁
令和3年12月17日	森田 晃一		—	政治活動（選挙運動 を含む。）	津久野町1丁～3丁、下田 町、宮下町、鶴田町、神野 町2丁～3丁、上野芝町
令和3年12月20日	森田 晃一		—	政治活動（選挙運動 を含む。）	津久野町1丁～3丁、下田 町、宮下町、鶴田町、神野 町2丁
令和3年12月21日	森田 晃一		—	政治活動（選挙運動 を含む。）	上野芝町
令和4年1月13日	森田 晃一		—	政治活動（選挙運動 を含む。）	上野芝町
令和4年1月17日	森田 晃一		—	政治活動（選挙運動 を含む。）	上野芝町

令和4年1月21日	森田 晃一		—	政治活動（選挙運動を含む。）	堀上緑町、平岡町
令和4年1月26日	森田 晃一		—	政治活動（選挙運動を含む。）	堀上緑町、平岡町、上野芝町
令和4年3月8日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	株式会社 時事通信社	政治・選挙に関する 世論調査	浜寺昭和町5丁、浜寺南町 2丁～3丁、鳳中町9丁、 10丁

堺市西区選挙管理委員会公表第2号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市西区選挙管理委員会
委員長 佐々井 正 巳

記

申出者なし

南区選挙管理委員会公表

堺市南区選挙管理委員会公表第1号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市南区選挙管理委員会
委員長 赤 木 嶺 夫

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和3年5月11日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	茶山台
令和3年5月18日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	茶山台
令和3年5月18日	読売新聞東京本社	世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町1-7-1	—	世論調査の調査対象者を抽出するため	第8投票区
令和3年5月25日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	茶山台
令和3年6月9日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局統計調査部消費統計課長	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	御池台3丁～4丁
令和3年7月9日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	桃山台1丁
令和3年7月12日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	桃山台1丁

令和3年7月19日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	桃山台1丁
令和3年7月20日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	桃山台1丁
令和3年7月21日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	桃山台1丁～2丁
令和3年7月27日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	桃山台2丁～3丁
令和3年8月2日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	桃山台2丁～3丁
令和3年8月3日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	桃山台3丁
令和3年8月3日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	茶山台
令和3年8月4日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	桃山台3丁～4丁
令和3年8月10日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	桃山台4丁

令和3年8月10日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	茶山台2丁～3丁
令和3年8月16日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	桃山台4丁、豊田、小代
令和3年8月17日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	大庭寺、三木閉
令和3年8月18日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	大庭寺、三木閉
令和3年8月25日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	三木閉
令和3年9月8日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1		—	日本世論調査会 世論調査の対象者抽出のため	第4投票区、第6投票区、第21投票区
令和3年9月21日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15		総務省統計局統計調査部消費統計課長	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	御池台2丁
令和3年9月30日	株式会社 日本リサーチセンター	代表取締役 杉原 領治 東京都墨田区江東橋4-26-5		公益財団法人たばこ総合研究センター理事長	「嗜好品と社会的意識および行動の変化に関する調査」の調査対象者抽出のため	若松台1丁、赤坂台1丁、大庭寺
令和3年12月17日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	庭代台1丁～4丁

令和3年12月20日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	庭代台1丁～4丁
令和3年12月21日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	御池台
令和3年12月22日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	御池台
令和3年12月23日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	御池台2丁
令和4年1月11日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	宮山台
令和4年1月17日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	新檜尾台
令和4年1月18日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	新檜尾台
令和4年1月19日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	新檜尾台
令和4年1月24日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局統計調査部消費統計課長	総務省統計局統計調査部消費統計課長	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	庭代台2丁、原山台3丁

令和4年1月27日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	三原台
令和4年1月27日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	庭代台1丁～4丁
令和4年2月1日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	庭代台1丁～4丁
令和4年2月3日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	庭代台1丁～4丁
令和4年2月4日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	第9投票区
令和4年2月9日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	竹城台3丁～4丁
令和4年2月9日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	第9投票区
令和4年2月14日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	原山台3丁～4丁
令和4年2月16日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	第9投票区

令和4年2月17日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	庭代台
令和4年2月22日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	庭代台
令和4年2月22日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	和田、和田東、土佐屋台、深阪南
令和4年2月24日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	三原台
令和4年2月25日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	第9投票区
令和4年3月1日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	庭代台
令和4年3月3日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	庭代台
令和4年3月4日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	若松台、片蔵
令和4年3月9日	藤本 幸子			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	若松台、片蔵

令和4年3月11日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	若松台、片蔵
令和4年3月16日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	若松台、片蔵
令和4年3月16日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	竹城台1丁～4丁
令和4年3月18日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	城山台
令和4年3月23日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	若松台、片蔵
令和4年3月28日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	三原台4丁

堺市南区選挙管理委員会公表第2号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市南区選挙管理委員会
委員長 赤木 嶺夫

記

申出者なし

北区選挙管理委員会公表

堺市北区選挙管理委員会公表第1号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市北区選挙管理委員会
委員長 三好 浩文

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和3年4月7日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	中百舌鳥町6丁
令和3年4月8日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	中百舌鳥町
令和3年4月14日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	中百舌鳥町
令和3年4月15日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	中百舌鳥町
令和3年5月19日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	中百舌鳥町6丁
令和3年5月20日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	中百舌鳥町6丁
令和3年5月26日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	中百舌鳥町6丁

令和3年5月27日	石本 京子			—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	中百舌鳥町6丁
令和3年6月8日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	—	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	金岡町980番、2338番～ 2723番、3000番～3003番、 長曽根町
令和3年6月9日	石本 京子		—	—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	中百舌鳥町6丁
令和3年6月10日	石本 京子		—	—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	中百舌鳥町6丁
令和3年7月28日	森山 浩行を育てる 会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	—	アンケート調査及び定期機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するため	南長尾町各丁、東三国ヶ丘 町各丁、北長尾町各丁、中 長尾町各丁
令和3年7月29日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	内閣府経済社会 総合研究所	—	「消費動向調査」の対象者名簿作成のため	東浅香山町3丁
令和3年8月3日	森山 浩行を育てる 会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	—	アンケート調査及び定期機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するため	東浅香山町各丁、東雲東町 各丁、大豆塚町各丁、常磐 町各丁
令和3年8月11日	森山 浩行を育てる 会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	—	アンケート調査及び定期機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するため	東浅香山町各丁、大豆塚町 2丁、長曽根町、宮本町、 奥本町各丁

令和3年8月23日	森山 浩行を育てる 会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行につ き、送付先の会員情 報を更新するため	宮本町、奥本町各丁、新堀 町各丁、北花田町各丁、船 堂町、蔵前町各丁
令和3年8月26日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5丁目15番8号	公益財団法人 明るい選挙推進 協会 調査広報部	「若い有権者の政 治・選挙に関する意 識調査」の対象者抽 出のため	東浅香山町3丁
令和3年8月30日	森山 浩行を育てる 会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行につ き、送付先の会員情 報を更新するため	新金岡町各丁、南花田町、 中村町、野遠町、八下北
令和3年9月6日	森山 浩行を育てる 会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行につ き、送付先の会員情 報を更新するため	金岡町、黒土町、百舌鳥梅 北町各丁、百舌鳥赤畑町各 丁
令和3年9月9日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	「日本世論調査会・ 共同通信社世論調 査」の対象者抽出の ため	第1投票区、第4投票区、 第10投票区
令和3年9月13日	森山 浩行を育てる 会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行につ き、送付先の会員情 報を更新するため	金岡町、百舌鳥梅北町各 丁、百舌鳥赤畑町各丁
令和3年9月17日	株式会社サーベイ リサーチセンター	代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里2丁目40番10号	国立大学法人 大阪大学大学院 人間科学研究科	大阪大学が実施する 「2022年階層と社会 意識全国調査（第2 回SSP調査）」の対象 者の抽出のため	第5投票区

令和3年9月27日	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	森山 浩行を育てる 会	森山 浩行	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行につ き、送付先の会員情 報を更新するため	金岡町 (第15投票区)、中 百舌鳥町各丁
令和3年9月30日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	総務省統計局が実施 する「家計消費状況 調査」の対象者抽出 のため	金岡町
令和3年11月17日	読売新聞東京本社 編集局世論調査部	世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町1-7-1	世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町1-7-1	—	全国の有権者を対象 に実施する世論調査 の調査対象者を抽出 (転記) するため	第19投票区
令和3年11月18日	西川 知己			—	定期機関紙発行につ き、送付先の会員情 報を更新するため	長曽根町、黒土町
令和3年11月26日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5丁目15番8号	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5丁目15番8号	公益財団法人 明るい選挙推進 協会 調査広報部	「第49回衆議院議員 総選挙に関する意識 調査」の対象者抽出 のため	常磐町3丁
令和3年11月30日	石本 京子			—	定期機関紙発行につ き、送付先の会員情 報を更新するため	新金岡町 (光竜寺小学校 区)
令和4年2月8日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	総務省統計局が実施 する「家計消費状況 調査」の対象者抽出 のため	金岡町

令和4年2月15日	森山 浩行 会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行につ き、送付先の会員情 報を更新するため	中百舌鳥町各丁、百舌鳥梅 町1丁～2丁
令和4年2月16日	森山 浩行 会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行につ き、送付先の会員情 報を更新するため	百舌鳥梅町各丁、百舌鳥西 之町各丁、百舌鳥陵南町各 丁
令和4年2月21日	森山 浩行 会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	アンケート調査及び 定期機関誌発行につ き、送付先の会員情 報を更新するため	百舌鳥本町各丁、東上野芝 町2丁
令和4年3月16日	石本 京子		—	定期機関紙発行につ き、送付先の会員情 報を更新するため	新金岡町4丁～5丁
令和4年3月22日	石本 京子		—	定期機関紙発行につ き、送付先の会員情 報を更新するため	新金岡町1丁～2丁
令和4年3月28日	石本 京子		—	定期機関紙発行につ き、送付先の会員情 報を更新するため	新金岡東小学校校区

堺市北区選挙管理委員会公表第2号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市北区選挙管理委員会
委員長 三 好 浩 文

記

申出者なし

美原区選挙管理委員会公表

堺市美原区選挙管理委員会公表第1号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市美原区選挙管理委員会
委員長 小 池 秀 樹

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和3年8月12日	日本共産党 堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動用のはがき を送付するため	平尾
令和3年8月17日	日本共産党 堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	選挙活動用のはがき を送付するため	平尾
令和3年9月15日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	日本世論調査会・共 同通信社 世論調査 の対象者抽出のため	第5投票区
令和4年1月12日	日本共産党 堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	党の宣伝物等を送付 するため	阿弥
令和4年1月20日	日本共産党 堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	党の宣伝物等を送付 するため	阿弥
令和4年1月27日	日本共産党 堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	党の宣伝物等を送付 するため	阿弥
令和4年2月7日	日本共産党 堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動用のはがき を送付するため	さつき野、小平尾、多治井、 青南台
令和4年3月17日	日本共産党 堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	党の宣伝物等を送付 するため	阿弥
令和4年3月31日	日本共産党 堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	党の宣伝物等を送付 するため	黒山

堺市美原区選挙管理委員会公表第2号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和4年5月6日

堺市美原区選挙管理委員会
委員長 小池 秀樹

記

申出者なし

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第5号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

堺市農業委員会
会長 檀野 隆一

[日時]

令和4年5月12日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 4 その他